

週休 2 日工事制度の試行導入について

長野県住宅供給公社 事業部建築課

建設工事の現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手の確保並びに労働環境の改善を図るため、国や県に準じて当公社においても、県有施設等の改修工事における週休 2 日制度の導入を試行的に行うこととします。

1. 対象工事

- (1) 週休 2 日工事の種類に応じた対象工事は、公社が入札公告等を行う工事のうち以下のとおりです。
- ① 発注者指定型週休 2 日工事
公社が週休 2 日工事に取り組むことを指定した工事
 - ② 施工者希望型週休 2 日工事
公社が指定した工事を対象とし、受注者が希望する場合に週休 2 日を実施する工事
ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とします。
 - ア 災害復旧等の緊急を要する工事
 - イ 現場施工期間が 1 週間未満の工事
 - ウ 入居中住戸の改修工事等、入居者の生活に影響を与える工事
 - エ その他、理事長が住宅の修繕計画に多大な影響を与えるとして認めた工事
- (2) 対象とする工事は、入札公告等により明示します。

2. 概要

- ・ 一週間のうち、原則日曜日及び土曜日を休工日（現場閉所日）とする。
- ・ 休工日は現場作業、書類の作成及び整理等、工事に関する作業を行わない。
- ・ 受注者は、工事着手前に週休 2 日を考慮した施工計画書を提出する。
- ・ 取組の達成状況（達成率）により、週休 2 日の取得に必要な費用を計上する。

3. 実施の時期

令和 3 年 4 月以降の公告案件から適用